

令和4年3月22日

伊達市職員の懲戒処分等の公表について

伊達市では、次のとおり職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

【事案1】

1 被処分者に関する事項

総務部 主事 28歳 男性

2 懲戒処分の種類及び内容

停職処分6箇月

3 事案の概要

被処分者は、令和4年1月15日、商業施設内で女子高校生のスカート内をスマートフォンで盗撮したことにより、福島県迷惑行為等防止条例違反容疑で逮捕され、その後起訴され、福島簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。

当該職員が行った行為は、高い倫理観が求められる市職員にあるまじき非違行為であり、さらに、職員を管理指導し模範となるべき立場の部署に所属しているにも関わらず行ったことにより、市民の期待を裏切り、本市職員全体の信用を著しく失墜させた。

4 処分発令日

令和4年3月22日

5 上司の処分等

管理監督職員 厳重注意 1名

※所属・職名等については、処分発令日現在